

新潟市マイスター連絡協議会設立趣意書

～マイスターの、マイスターによる、マイスターのための連絡協議会～

平成 19 年度に設立された新潟市マイスター制度は 12 年が経ち、マイスター認定者も平成 30 年度末現在で 105 名となりました。厳しくも充実した養成塾での研修を通して高めた教師力を、学校内外で存分に発揮しています。

また、マイスター参画事業においては、若手教師に対する模擬授業や授業指導、公開講座の実施など、新潟市の多くの教員の資質向上、力量形成に寄与してきました。さらに、相模原市をはじめとした他政令市に赴き、授業公開や講義を行うなど、県外にも新潟市の取組を広く発信してきました。

めざましい活躍をし、力を発揮してきたマイスターが、授業力を維持向上させ、市民に信頼され、人間力あふれる教師であり続けるには、今後も不断の努力や研修が必要です。それこそが「学び続けるマイスター」の具現となります。

しかし、マイスター自身の研修については、個人に委ねられているのが現状です。また、マイスター同士の情報交換の場や相互交流の機会も多いとは言えません。

「更に力量を向上させたいが…」 「他のマイスターからも学びたい」 「もっといろいろな情報を知りたい」 「本音で語り合い、悩みを相談したい」といった声も聞かれ、それに応える、マイスターの協働の場が必要であろうと考えました。

そこで、マイスターが自主的に集い、自らの指導力向上と新潟市の教育の向上に向け、研修や情報交換、相互支援を行う場として「新潟市マイスター連絡協議会」を設立したいと考えます。「マイスターの、マイスターによる、マイスターのため」の会を発足し、活動していきます。

マイスターの皆様から、「新潟市マイスター連絡協議会」の設立にご賛同をいただきたく存じます。

令和 2 年 1 月 29 日

マイスター連絡協議会設立準備委員会

委員長 田村 篤

(笹口小学校 校長)

新潟市マイスター連絡協議会会則

新潟市マイスター養成塾及び参画事業実施計画に基づき、以下のとおり、新潟市マイスター連絡協議会を設置する。

(名称)

第1条 本会を「新潟市マイスター連絡協議会」と称する。

(目的)

第2条 この会は、新潟市マイスター（以下マイスターとする）の研修と親睦を目的とし、以下の充実を図る。

- (1) マイスターの教師力（授業力、組織マネジメント力、人間力）の一層の向上
- (2) マイスター相互の連携と交流

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、以下の事業を行う。

- (1) 先進的な教育活動や授業実践に関わる取組
- (2) マイスター相互の連携を強化し、互いに学び合う取組
- (3) マイスターが誇りを持ち、後進を育成する取組

(会員)

第4条 本会の会員は、新潟市マイスターで、本会の目的に賛同する者とする。

(組織)

第5条 本会は、目的達成のため総会及び役員会、事務局を置く。

- (1) 総会は、毎年1回開催し、前年度の総括や本年度の計画を立案する。
- (2) 役員会は、本会の事業遂行のために随時開催する。
- (3) 本協議会の事務局は総合教育センター内に置く。

(役員の選任、任務及び任期)

第6条 役員は次のとおりに選任する。

- (1) 役員は会員の互選により選任し、役員会は次の者で構成する。
校長職マイスター2名程度、教頭職マイスター2名程度、教諭職マイスター4名程度、必要に応じて、センター所長、補佐に参加を依頼する。

- (2) 役員の中から代表1名、副代表2名を選任する。

2 役員は次の任務を行う。

- (1) 代表は、本会を代表し、業務を統括する。
- (2) 副代表は、代表を補助し、その職務を代行する。
- (3) 代表の指名により、顧問を置くことができる。
顧問は、必要に応じて役員会に参加し、本会の活動及び運営に助言する。

3 役員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、引き続き4年を超えることはできない。

(その他)

第7条 この会則に定めるもののほか、本協議会運営に関し必要な事項は、随時協議しながら決定する。

附則

この会則は、2020年1月29日から施行する。

なお、第1回総会までは、設立準備委員会をもって役員とする。

2022年5月16日 一部改正

2024年5月31日 一部改正